

令和6年12月  
津幡町総務部監理課

**健康保険証の新規発行の終了に伴う入札関係確認資料  
の見直しについて（お知らせ）**

建設工事における配置技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係については、健康保険証等により確認しているところですが、令和6年12月2日以降、新たな健康保険者証の発行が行われなくなったことを踏まえ、12月2日以降は、監理技術者資格者証、市町等が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも写し可）により確認します。

なお、既存の健康保険証については、令和7年12月1日まで（有効期限が令和7年12月1日よりも前のものは有効期限まで）は、直接的かつ恒常的な雇用関係を確認するための資料として有効とします。